

観光立国推進基本法・観光立国推進基本計画の概要

～観光基本法から観光立国推進基本法へ～

平成19年2月

1963年（昭和38年）頃の状況

- ・ 1960年7月、池田勇人内閣が成立し、11月に所得倍増計画を発表した。
- ・ 1968年には、日本のGNPはイギリス、西ドイツを抜き、アメリカ、ソ連に次ぐ世界第3位となった（自由主義陣営では第2位）。

< 関連年表 >

1960(昭和35)年

5.24 チリ地震により大津波来襲、6.23 日米新安保条約発効、8.12 日本航空初のジェット機DC-8がサンフランシスコ線に就航、12.20 南ベトナム解放民族戦線結成、12.27 国民所得倍増計画決定

1961(昭和36)年

4.19 米駐日大使ライシャワー着任、5.16 韓国で軍事クーデター、6.12 農業基本法公布、8.13 東ドイツがベルリンの壁を構築

1962(昭和37)年

5.3 国鉄三河島事故発生、6.10 北陸本線北陸トンネル開通、7.10 大型タンカー日章丸進水、10.5 全国総合開発計画決定、10.22 米ケネディ大統領がキューバ海上封鎖を表明(キューバ危機)

1963(昭和38)年

2.20 我が国がガット11条国への移行決定、7.5 中ソ共産党会談決裂(中ソ対立激化)、7.16 初の高速道路(名神高速道路尼崎～栗東間)開通、11.9 国鉄鶴見事故、11.22 米ケネディ大統領暗殺

1964(昭和39)年

2.29 日本鉄道建設公団法公布、4.1 我が国がIMF8条国へ移行、4.1 海外渡航自由化(一人年一回500ドル以内)、4.28 我が国が経済協力開発機構(OECD)に加盟、8.2 トンキン湾事件、10.1 東海道新幹線開通、10.10 東京オリンピック開催

1965(昭和40)年

4.1 国産のYS-11が定期路線に就航、6.2 新東京国際空港公団法公布、6.22 日韓基本条約調印、11.19 戦後初めての赤字国債発行を決定

観光基本法から観光立国推進基本法へ

(1) 題名

観光基本法



観光 立国推進 基本法

(2) 章(節)立て

前文

第1章 総則

第2章 国際観光の振興

第3章 観光旅行者の保護及び
観光施設の整備等

第4章 行政機関及び観光関係団体

前文

第1章 総則

第2章 観光立国推進基本計画

第3章 基本的施策

第1節 国際競争力の高い魅力ある
観光地の形成

第2節 観光産業の国際競争力の
強化及び観光の振興に
寄与する人材の育成

第3節 国際観光の振興

第4節 観光旅行の促進のための
環境の整備

第4章 国及び地方公共団体の協力等



(3)前文の内容

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴。その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における名誉ある地位の保持にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まって、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図ろうとするわれら国民の解決しなければならない課題。

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴。その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想。また、観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与。健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献、国際相互理解を増進。

我らは、このような使命を有する観光が、今後、我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を果たすことができる観光立国の実現に向けた環境の整備は、いまだ不十分な状態。また、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。我が国を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとはなっていない。

これらに適切に対処し、地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興を図ること等により、観光立国を実現することは、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(4) 目標又は目的

国の観光に関する政策の目標は、観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護、育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発達を図り、もって国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資する。

この法律は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与。

(5) 施策の基本理念

観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識。

観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進が図られるよう。

観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って。

観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っている、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮。

(6) 地方公共団体の施策又は責務

地方公共団体は、国の施策に準じて 施策を講ずるように努めなければならない。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務。

地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならない。

(7) 住民の役割

住民は、観光立国の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。

(8) 観光事業者の努力

観光に関する事業（以下「観光事業」という。）を営む者（以下「観光事業者」という。）は、その事業活動を行うに際しては、住民の福祉に配慮するとともに、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努める。

(9) 法制上の措置等

政府は、第二条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

政府は、観光立国の実現に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(10) 観光立国推進基本計画

(略)

(11) 基本的施策

観光資源の保護、育成及び開発

国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源の保護、育成及び開発を図るため必要な施策。

国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成

国は、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため、外国人観光旅客の観光に適する観光地及びその観光地間を連絡する経路につき、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる施設(以下「観光基盤施設」という。)及び外国人観光旅客の利用に適する旅行関係施設の総合的整備等に必要な施策。

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策。

観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策。

観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

国は、観光旅行者の国際競争力の高い魅力ある観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、国際交通機関及びこれに関連する施設並びに国際競争力の高い魅力ある観光地及びその観光地間を連絡する経路における空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策。

観光産業の国際競争力の強化

国は、観光産業の国際競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保等に必要な施策。

外国人観光旅客の来訪の促進

国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の充実強化、国際交通機関及びこれに関連する施設の整備、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善等に必要な施策。

家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化

国は、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図るため、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行に適する旅行関係施設の整備等に必要な施策。

観光の振興に寄与する人材の育成

国は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策。

外国人観光旅客の来訪の促進

国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、我が国の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策。

国際相互交流の促進

国は、観光分野における国際相互交流の促進を図るため、外国政府との協力の推進、我が国と外国との間における地域間の交流の促進、青少年による国際交流の促進等に必要な施策。

観光旅行の容易化及び円滑化

国は、観光旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和、観光事業者の不当な営利行為の防止その他の観光に係る消費者の利益の擁護、観光の意義に対する国民の理解の増進等に必要な施策。

外国人観光旅客に対する接遇の向上

国は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、宿泊施設、食事施設、休憩施設、案内施設その他旅行に関する施設(以下「旅行関係施設」という。)で外国人観光旅客の利用に適するものの整備、通訳案内、旅行あつせんその他国際観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光みやげ品等の品質の改善、わが国の産業、文化及び家庭生活の紹介の強化等に必要な施策。

観光旅行者の利便の増進

国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、公共的旅行関係施設の整備、観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光に関する事業の健全な育成、旅行知識の普及等に必要な施策。

観光旅行者の過度の集中の緩和

国は、観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和に資するため、観光旅行者が利用することが少ない観光地又は観光地として開発するのに適する地域で、その観光地の利用の促進又はその地域の観光地としての開発が観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和に効果があると認められるものにつき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策。

低開発地域の観光開発

国は、低開発地域でその地域内に観光地として開発するのに適する地域を含むものの開発を図るため、当該観光地として開発するのに適する地域につき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策。

観光旅行者に対する接遇の向上

国は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、我が国の伝統のある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策。

観光旅行者の利便の増進

国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策。

観光旅行の安全の確保

国は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、観光に関する事業を営む者の不当な営利行為の禁止等に必要な施策。

国土の美化

国は、観光地における美観風致の維持を図るため、屋外広告物等に関する規制その他国土の美化に必要な施策。

観光旅行の安全の確保

国は、観光旅行の安全の確保を図るため、国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策。

新たな観光旅行の分野の開拓

国は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策。

観光地における環境及び良好な景観の保全

国は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及及び理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策。

観光に関する統計の整備

国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策。

(12) 観光関係団体の整備

国は、国際観光の発展、観光地の開発の円滑な推進、観光旅行者の利便の増進及び観光に関する事業の健全な発達を図ることができるよう観光に関する団体の整備に必要な施策を講ずる。

国は、観光立国の実現に関し、民間の活力が十分に発揮されるよう観光立国の実現に関する団体の整備に必要な施策を講ずる。

観光立国の実現のための国の取り組み

国際競争力の高い 魅力ある観光地の形成

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

観光産業の国際競争力の 強化及び観光の振興に 寄与する人材の育成

- 観光産業の国際競争力の強化
- 観光の振興に寄与する人材の育成

観光立国の実現 － 住んでよし、訪れてよしの国づくり －

国際観光の振興

- 外国人観光旅客の来訪の促進
- 国際相互交流の促進

国内外からの観光旅行の 促進のための環境の整備

- 観光旅行の容易化及び円滑化
- 観光旅行者に対する接遇の向上
- 観光旅行者の利便の増進
- 観光旅行の安全の確保
- 新たな観光旅行の分野の開拓
- 観光地の環境及び良好な景観の保全
- 観光に関する統計の整備

衆議院における決議及び参議院における附帯決議

< 衆議院における決議 >

政府は、観光立国推進基本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするとともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。
- 二 地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取組みを支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。
- 三 日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営基盤を確立するための施策の充実に努めること。
- 四 景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書やごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。
- 五 より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。
- 六 国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。
- 七 交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。
- 八 観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

衆議院における決議及び参議院における附帯決議

< 参議院における附帯決議 >

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするとともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。
- 二、地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取り組みを支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。
- 三、日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営基盤を確立するための施策の充実に努めること。
- 四、景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書きやごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。
- 五、より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。
- 六、国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。
- 七、高齢者・障害者等移動制約者の円滑な移動の確保に資する施策を一層促進するとともに、交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。
- 八、観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

観光立国推進基本計画の構成

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

第2 観光立国の実現に関する目標

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

(2) 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

観光産業の国際競争力の強化

観光の振興に寄与する人材の育成

(3) 国際観光の振興

外国人観光旅客の来訪の促進

国際相互交流の促進

(4) 観光旅行の促進のための環境の整備

観光旅行の容易化及び円滑化

観光旅行者の利便の増進

新たな観光旅行の分野の開拓

観光に関する統計の整備

観光旅行者に対する接遇の向上

観光旅行の安全の確保

観光地における環境及び良好な景観の保全

第4 その他、必要な事項

「工程表」を明らかにするとの観点から、施策毎に、具体的な目標年次を設定することも含めた内容としたい。

観光立国推進基本計画の作成のスケジュール

平成19年

1月1日	観光立国推進基本法 施行
19日	観光立国関係閣僚会議 開催
22日	都道府県等観光主管課長会議 開催
26日	観光関係の団体等を対象に観光立国推進基本法等説明会を開催
29日	観光対策関係省庁連絡会議 開催
2月2日～	各ブロックごとに地方運輸局による説明会を順次開催
23日	交通政策審議会観光分科会
2月末まで	都道府県・政令市から意見を募集 関係省庁に係る施策についての項目の募集
3月末まで	市町村・観光関係団体から意見を募集
3月中旬～4月上旬	本文案について調整（関係省庁）
4月	本文案についてパブリックコメント開始
5月～6月頃	交通政策審議会観光分科会 観光立国関係閣僚会議 基本計画の閣議決定、国会報告